

感対第 596 - 5号
令和4年7月15日

一般社団法人埼玉県薬剤師会
会長 齋藤 祐次 様

埼玉県保健医療部長 山崎 達也
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応に係る
本県の対応について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件については、令和4年2月17日付け感対第2137-1号において、令和4年1月24日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」の発出と本県の対応をお伝えしているところです。今般、感染急拡大を受け、本県の対応を下記のとおり変更することといたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、改正の内容を御了知いただき、貴会員あて周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 変更点

地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合に、自治体の判断で行うことが可能な対応における本県の対応について、従来から実施していた(2)のいわゆるみなし陽性に加えて、(1)を追加いたします。

(1) 発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方が、医療機関の受診前に、抗原定性検査キット等で自ら検査していただいた上で受診する場合に、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行うこと。

(2) 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師

の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を可能とすること。

2. 適用期間

令和4年7月15日から当面の間

※終了時・変更時にはあらためてご案内いたします。

3. 留意事項

- 症状が重い場合や急変時等には速やかに医療機関を受診するよう本人に呼びかけて下さい。また、重症化リスクが高い方については、これまでどおり医療機関を受診していただく対応をお願いします。
- 上記1. 変更点について、発生届においては、(1)は患者(確定例)、(2)は疑似症患者として届け出る必要があります。

感染症・新型インフルエンザ対策担当

TEL : 048-830-3557

Email : a7500-13@pref.saitama.lg.jp